イ）「空港土木施設」※に係る工事を供用中の空港で施工した工事
※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件でも良いが全ての実績を有すること。

なお、①及び②において、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できる者であること。なお、建設工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ただし、上記の期間に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前・産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１項第１号又は第２号の規定による育児休業及び介護休業（以下、「産前・産後休業等」という。）を取得した場合は、産前・産後休業等期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。産前・産後休業等期間を加える場合は、産前・産後休業等期間を確認できる資料を添付することとし、添付がない場合は追加期間を加えないこととする。

ア）土留め工による開削工法により鉄筋コンクリート構造物を施工した工事
イ）「空港土木施設」※に係る工事を供用中の空港で施工した工事
※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件でも良いが全ての実績を有すること。

ただし、主任（監理）技術者一人で全ての施工経験を満たさない場合、当該主任（監理）技術者以外の主任技術者の施工経験をもって全ての施工経験を満たすものとみなす。なお、当該主任（監理）技術者以外の主任技術者は、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者の主任技術者とし、当該工種の施工期間のみ専任を要するものとする。

また、同種工事の施工経験については、各施工経験１件に対して複数名の申請は認めないものとする。

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は本業務に係る優先交渉権者として選定しないことがある。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者を専任（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に本工事に係る職務にのみ従事）で配置すること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

①　⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　他の工事に技術者として従事していないものであること。

③　定期的に配置予定の主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）
※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

⑺　特定建設工事共同企業体のうちいずれか１社、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体の構成員のうちいずれか１社にあっては、次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。ただし、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員において設計技術者を配置する者は、「建設コンサルタント等」業務に係る参加資格の決定を受けている者であること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

①　競争参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

②　次の㋐から㋓までのいずれかの資格を有する者であること。
㋐　技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）
㋑　ＡＰＥＣエンジニア（Industrial, Civil又はStructural）
㋒　博士（工学又は学術）（但し、「学術」については「工学」に関連する研究分野に限る。）
㋓　ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門、トンネル部門又は鉄道部門）但し、空港関係の実務経験が３年以上ある者。
㋔　土木学会土木技術者（特別上級、上級又は１級技術者）

⑻　競争に参加しようとする者の間に説明書に示す資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から技術協力業務の見積合わせの時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けたものを除く。）でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　上記１⑷に示した建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と説明書に示す資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⒀　情報管理体制　本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を発注者に提出し、優先交渉権者の選定日までにその同意を得ていること。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　建設工事は、第４バスプールにおいて開削工法により既存駅舎の一部を撤去しつつ新たな駅舎躯体を築造するとともに、非開削工法により鉄道トンネル躯体の一部を築造するものである。

本工事は、京急駅舎やモノレール駅舎、共同溝、Ｐ３駐車場、スカイアーチ橋梁基礎といった既設構造物との近接施工となるため、工事によるこれら近接構造物への影響を最小化する必要がある。

また、本工事は、通路や階段の機能を確保しながら、既存の駅舎や階段の躯体を撤去するとともに、これらの周囲を掘削し、新たな駅舎や階段の躯体を築造する必要があり、複雑な施工となる。このため、施工方法等によって施工期間やコストが大きく変動する可能性がある。さらに、施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めるものである。

≪技術提案項目≫

①　近接構造物への影響の最小化に有効な施工方法の提案：300点